

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 長野支部

介護見舞金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本教育公務員弘済会福祉事業規程第3条の2項(7)の規程に基づく、介護見舞金の交付に関し必要な事項を定める。

(介護見舞金の交付対象者)

第2条 介護見舞金の交付を受けることのできるものは、月掛金3,000円以上の教弘保険又はユース教弘10口以上加入の長野県内の教弘会員で、申請日現在加入後1年以上経過し、任命権者の承認を得て当該年度内に家族の介護のために介護休暇（看護欠勤）を得たものとする。

(介護見舞金の交付額)

第3条 介護見舞金の交付額は、連続する休暇期間が、

- ・1ヶ月以上3ヶ月未満は、年1回10,000円
- ・3ヶ月以上は、年1回20,000円

(介護見舞金交付の申請)

第4条 交付希望者は当該年度中に、介護見舞金交付申請書に、学校長の証明をうけて申請する。

(補足)

この規程に定めるもののほか、介護見舞金交付に関し必要な事項は支部長が定める。